

## 特別重点調査について

### 1. 重点調査の対象

#### (1) 土木工事

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳の「直接工事費」と「共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計」の金額のいずれかが、各々、予定価格の積算内訳の各費用に表1の該当する率を乗じて得た、「直接工事費」と「共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計額」の金額に満たない者については、特別重点調査を実施する。

#### (2) 建築工事

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳の「直接工事費から現場管理費相当額を減じた額」、「共通仮設費、現場管理費と現場管理費相当額の合計、一般管理費等の合計額」の金額のいずれかが、各々、予定価格の積算内訳の各費用に表1の該当する率を乗じて得た、「直接工事費から現場管理費相当額を減じた額」、「共通仮設費、現場管理費と現場管理費相当額の合計、一般管理費等の合計額」の金額に満たない者については、特別重点調査を実施する。

#### (3) 機械・電気設備工事

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳の「機器費」、「直接工事費」、「間接工事費と設計技術費の合計、一般管理費等の合計額」の金額のいずれかが、各々、予定価格の積算内訳の各費用に表1の該当する率を乗じて得た、「機器費」、「直接工事費」、「間接工事費と設計技術費の合計、一般管理費等の合計額」の金額に満たない者については、特別重点調査を実施する。

表1 特別重点調査対象割合

土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	75%	70%	70%	30%
建築工事	直接工事費から現場管理費相当額を減じた額	共通仮設費	現場管理費と現場管理費相当額の合計	一般管理費等
	75%	70%	70%	30%
機械・電気設備工事	機器費	直接工事費	間接工事費と設計技術費の合計	一般管理費等
	73%	75%	70%	30%

### 2. 特別重点調査の実施方法

(1) 特別重点調査の対象者は、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、表2 特別重点調査における提出資料及び特別重点調査資料作成要領に示す資料及び添付資料（以下「資料等」という。）を提出すること。ただし、提出期限の日が祝日又は休日の場合はその翌日を提出期限とする。

なお、特別重点調査対象者から記載要領に従った資料等の提出ができない旨、書類等の

提出があった場合は、日本下水道事業団会計規程第 58 条第 1 項ただし書きの規定により次順位者を契約の相手方とすることができる。

- (2) 特別重点調査の対象者に対し、(1)に掲げる資料の受領後、契約書等が入札の責任者(支店長、営業所長等をいう。)に対し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないか事情聴取を行う。
- (3) 資料等については、提出期限後の差替え及び再提出を認めない。ただし、資料等及び事情聴取の内容により、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行った場合はこの限りでない。
- なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として 1 回に限るものとし、その提出期限は、原則として提出を指示した翌日から起算して 3 日後とする。
- (4) 特別重点調査は、調査基準価格を下回り、かつ 1 に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

表 2 特別重点調査における提出資料

提出資料		様式	工 種	
			土木・建築 工事	機械・電気 設備工事
1	当該価格で入札した理由	様式 1	○	○
2	積算内訳書	様式 2-1 様式 2-2 様式 2-3 様式 3	○	○
3	下請予定業者一覧表	様式 4	○	○
4	配置予定技術者名簿	様式 5-1 様式 5-2	○	○
5	手持ち工事状況	様式 6-1 様式 6-2	○	○
6	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関係	様式 7	○	○
7	手持ち資材の状況	様式 8-1	○	○
8	資材購入予定先一覧	様式 8-2	○	○
9	手持ち機械の状況	様式 9-1	○	○
10	機械リース元一覧	様式 9-2	○	○
11	労務者の確保計画	様式 10-1	○	○
12	工種別労務者配置計画	様式 10-2	○	△
13	建設副産物の搬出地	様式 11	○	○
14	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	様式 12	○	○
15	品質確保 体制	品質管理のための人員体制	様式 13-1	△
16		品質管理計画書	様式 13-2	△
17		出来形管理計画書	様式 13-3	△
18	安全衛生 管理体制	安全衛生教育等	様式 14-1	△
19		点検計画	様式 14-2	△
20		仮設置計画	様式 14-3	△

21		交通誘導員配置計画	様式 14-4	△	△
22	誓約書		様式 15	○	○
23	施工体制台帳		様式 16	○	○
24	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		様式 17	○	○
25	経営内容		—	○	○

※ 契約対象工事に含まれる工種について表中に○を記載している資料等を提出すること。なお、△の項目についての資料は工事内容等に応じ提出を求めるものとする。

### 3. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

#### (1) 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 当該工事の成績評定において厳格に反映する。
- 2) 1) の措置を受けた場合には、日本下水道事業団「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について」（昭和59年7月2日付 経契発第13号）により指名停止を行うことがある。

#### (2) 公正取引委員会及び建設業許可部局への通報

特別重点調査の結果、表2、22の誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。ただし、入札無効のものを除く。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

また、表2、22の誓約書（様式15）を提出し、その見積もった施工に必要な費用の額を下回る価格で受注した者が、その誓約に反し、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3等の規定に違反する行為等、下請業者等に対するしわ寄せを行うことのないよう、建設業許可部局（当該受注者を所管する許可担当部局）に対し、当該受注者に関する情報及び特別重点調査で提出のあった関係資料（積算見積書（様式2-1、様式2-2、様式2-3）、下請予定業者等一覧表（様式4）、配置予定技術者名簿（様式5）、資材購入予定先一覧（様式8-2）、機械リース元一覧（様式9-2）、労務者の確保計画（様式10-1）、工種別労務者配置計画（様式10-2）、誓約書（様式15））及び施工体制台帳（様式16）を通報し、同法に基づく立入検査等の監督の徹底を要請するものとする。

#### (3) 関係資料の公表

表2、22の誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごとに一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

#### (4) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約職等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、日本下水道事業団「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化について」（平成7年8月30日付 経契発第53号、工工発第70

号)に基づき、以下の措置を講じるものとする。

- 1) 同通知記2(1)の施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。
- 2) 同通知記2(2)の施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

#### **4. 特別重点調査結果への対応**

- (1) 入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、2(2)の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合、日本下水道事業団一般競争契約入札心得第8条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。
- (2) 調査の結果、品質が確保された取引実績を過去の契約書等で説明できない場合など、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、日本下水道事業団会計規程第58条第1項ただし書きの規定により次順位者を契約の相手方とする。